

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置の実施について

猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）の所持許可等の手続に係る申請者の負担を軽減するための措置（以下「負担軽減措置」という。）については、狩猟人口の減少や有害鳥獣の駆除に従事する担い手の確保等の観点から導入が求められている状況にあることを踏まえ、下記のとおり実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

#### 記

#### 1 趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第16条は、国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者（以下「鳥獣捕獲等従事者」という。）の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、猟銃の所持許可等について必要な措置を講ずるよう努めるものとするを規定している。また、銃砲行政を適切に推進する上で支障のない範囲内において県民の負担を軽減することは、鳥獣捕獲等従事者以外の者との関係においても同様に求められるところである。

よって、必要な負担軽減措置を導入することで、猟銃等の所持許可等の申請等を行おうとする者の負担を軽減し、円滑な銃砲許可等行政の推進を図るものである。

#### 2 実施開始日

平成26年4月1日

#### 3 実施する負担軽減措置

##### (1) 猟銃等講習会及び技能講習の休日開催

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3。以下「猟銃等講習会」という。）及び猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（法第5条の5。以下「技能講習」という。）については、休日にも開催しているが、猟友会及び射撃団体等の関係団体や猟銃所持者の要望を把握し、必要に応じて更なる拡充に努めるものとする。

##### (2) 講習修了証明書の即日交付

現在、猟銃等講習会受講日の後に交付している現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃等を所持している者又は法第5条の2第3項第2号に掲げる者以外に対して行う猟銃等講習会（以下「初心者講習会」という。）に係る講習修了証明書については、講習会受講日の交付（以下「即日交付」という。）を一部導入する。

##### (3) 郵送による手続

次のアからクまでに掲げる手続について、それぞれに定める手順のとおり、希望者に

対して郵送による手続を実施する。

ア 猟銃等講習会の受講の申込み（法第5条の3第1項及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第20条）

(ア) 受講希望者が郵送による猟銃等講習会の申込みを希望する場合は、当該講習会の開催日の14日前までに到着するように猟銃等講習受講申込書を住所地を管轄する警察署の生活安全担当課（以下「警察署」という。）あてに郵送するよう教示する。

なお、受講を希望する講習会が初心者講習会である場合は、猟銃等講習受講申込書に加えて郵送に必要な額の郵便切手を貼付した封筒（本人の住所及び氏名を記載したもの。以下「送信用封筒」という。）を同封するよう教示する。

(イ) 警察署に猟銃等講習受講申込書が郵送された場合は、これを受理する。また、初心者講習の受講希望者には、送信用封筒により講習会用教材を郵送する。

イ 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項）、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項及び第50条の2第1項並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和41年総理府令第46号）第3条第1項）及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（火薬類取締法第17条第4項及び第50条の2第1項）

(ア) 警察署において射撃教習を受ける資格（以下「教習資格」という。）の認定の申請を受理する際に、教習資格認定証（以下「認定証」という。）の交付、猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付に係る一連の手続を郵送により行うことを希望するか否かを確認し、希望者に対し、手続の流れを説明する書類、猟銃用火薬類等譲受許可申請書の様式及び当該申請書の記載要領を交付する。

(イ) 郵送による手続を希望する申請者に対し教習資格の認定を行ったことを電話により通知する際に、猟銃用火薬類等譲受許可申請書2通及び簡易書留による郵送に必要な額の郵便切手を貼付した封筒（本人の住所及び氏名を記載したもの。以下「簡易書留用封筒」という。）を警察署に郵送するよう教示する。

(ウ) 郵送された猟銃用火薬類等譲受許可申請書を受理する。このとき、警察署において保管していた認定証を申請者から提示されたものとして取り扱う。

(エ) 猟銃用火薬類等の譲受けの許可をしたときは、簡易書留用封筒に認定証及び猟銃用火薬類等譲受許可証を入れて簡易書留により申請者に郵送する。

ウ 技能講習の受講の申込み（法第5条の5第1項及び規則第26条）及び技能講習通知書の交付（法第5条の5第1項、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第1項及び規則第27条）

(ア) 受講希望者から電話等により郵送による申込みをしたい旨の連絡を受けた場合は、受講希望日を聞き取り、生活環境課保安係（以下「本部」という。）に受講が可能かを確認する。

(イ) 受講希望日に受講が可能であることが確認できた場合は、受講希望者に技能講習受講申込書及び送信用封筒を14日前までに警察署に郵送するよう教示する。

(ウ) 猟銃等講習受講申込書が郵送された場合は、これを受理し、送信用封筒により技能講習通知書を郵送する。

エ 技能講習修了証明書の交付（法第5条の5第2項）

(ア) 技能講習の申込みを受けた際に、技能講習修了証明書の郵送による受領を希望するか否かを確認し、希望者について本部に連絡する。

- (イ) 希望者が技能講習を修了した場合、本部は、希望者に対し本部あてに簡易書留用封筒を郵送するよう教示する。
- (ウ) 本部に簡易書留用封筒が郵送された場合、本部は、技能講習修了証明書を入れて簡易書留により希望者に郵送する。

オ 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第7条第1項）

- (ア) 警察署から申請者に猟銃等の所持許可をしたことを電話により通知する際に、猟銃・空気銃所持許可証（以下「所持許可証」という。）の郵送による受取りを希望するか否かを確認し、希望者に簡易書留用封筒を警察署あてに郵送するよう教示する。
- (イ) 警察署に簡易書留用封筒が郵送された場合は、これに所持許可証を入れて簡易書留により申請者に郵送する。

カ 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法第5条の3第3項及び規則第22条）

- (ア) 講習修了証明書の書換えの場合には、講習修了証明書再交付等申請書、講習修了証明書、戸籍抄本及び送信用封筒を警察署あてに郵送するよう教示する。  
警察署に当該申請書等が郵送された場合はこれを受理して講習修了証明書の書換えを行い、送信用封筒により書換え後の証明書を入れて申請者に郵送する。
- (イ) 講習修了証明書の証明書の再交付の場合には、講習修了証明書再交付等申請書及び送信用封筒を本部あてに郵送するよう教示する。

本部に当該申請書等が郵送された場合、本部は、これを受理して講習修了証明書を作成し、送信用封筒に再交付する講習修了証明書を入れて申請者に郵送し、その状況を警察署に通知する。

キ 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法第9条の5第4項及び規則第56条）

カに準じて取り扱う。

ク 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法第5条の5第3項及び規則第29条）

カに準じて取り扱う。

(4) 代理人による手続

ア (3) アからクまでに掲げる手続について、代理人による手続を認める。

イ 代理人が手続を行う場合には、必要な事項（委任年月日、代理人及び委任者の人定、委任の範囲並びに委任者の署名又は押印）が記載された委任状の提出を求めるとともに、運転免許証、戸籍の謄本又は抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、国民健康保険等の被保険者証、旅券等により来署した者が代理人本人であることを確認する。

委任状の確認と代理人の本人確認以外は、申請者等本人が手続を行う場合と同様に取り扱う。

ウ 委任状は、代理人により行おうとする手続ごとの提出が必要である。また、提出された委任状は、当該手続に係る申請書等に添付して保管すること。

4 留意事項

- (1) 負担軽減措置が円滑に行われるようにするため、負担軽減措置の内容、申請書等の様式及び申請書等の記載要領を警察本部のホームページに登載するので、申請者等から問い

合わせを受けた場合は、当該ホームページを教示するとともに、要望に応じてファックス等により申請書の様式等を申請者等に送付すること。

また、猟友会や射撃団体等関係団体及び猟銃所持者に対し、負担軽減措置の内容についての周知を図ること。

- (2) 申請者等に対し、郵送による手続を利用する場合には、本人の住所、氏名等を記載した郵送に必要な封筒等を提出する必要があることを十分に説明すること。

なお、郵送による手続は、これを希望する者の便宜のために行うものであるから、必要な費用は希望者の負担となる。

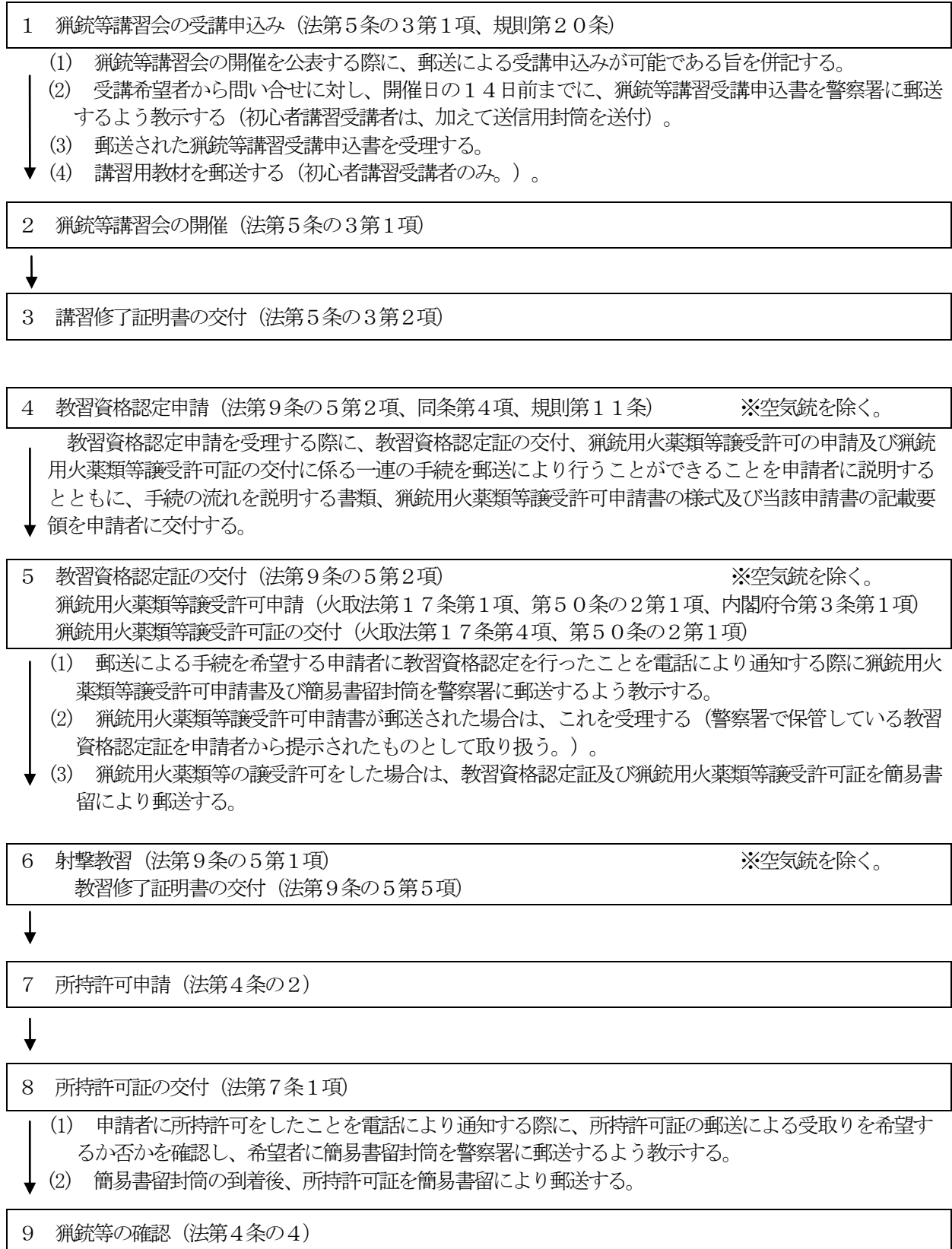
- (3) 郵送による手続と代理人による手続は、申請者等の希望により併用することとしても差し支えない。
- (4) 代理人による手続の際に提出を求める委任状には必要な事項が網羅されているものでなければならないことから、申請者等の便宜を図るため、求めに応じて別記様式委任状を提供するなどして誤りのないようにすること。
- (5) 郵送による猟銃及び空気銃の所持許可手続の流れ（別添）を添付するので参考にされたい。

別記様式省略

別添

## 郵送による猟銃及び空気銃の所持許可手続の流れ

### ○ 新規所持許可



## ○ 所持許可の更新

